



14.5  
798

14.5-798  
1200501218682

社會問題調 閩西地方四。社に於ける結婚祝金・出産祝金・家  
族手當又は其の他家族手當的給與に關する調査  
査資料第四

協調會大阪支所編

始



145

798

社會問題調查資料 4

關西地方四〇社に於ける結婚祝金・出産祝金・家族手當又は其の他家族手當的給與に關する調査

財團法人 協調會大阪支所



は し が き

最近人口国策が強調せられ、人口増進の諸施設、諸運動が實施、展開されてゐる。企業體に於ても亦人口政策に協力する目前から諸種の施設が擴充、新設せられつゝある。このときにあたり當文所調査係では従来よりわが國の企業に實施されてゐた納増並びに出産時に於ける祝金及家族手當（はせ）は、家族手當的給與の調査をとり、國策的諸給與の現狀に關する資料も蒐集し、その再吟味と將來の發展を期することとした。調査に際し資料提供に便宜をはかつて戴いた勞務管理研究會々員各位の御厚意に感謝致す次第である。

因みに本資料は當文所調査係に於いて編纂したものである。

昭和十四年十一月

協同會大阪支所長

松村勝治郎



見方について

1. 本調査は當支所内勞務管理研究會々員會社（一〇ニ社―昭和十四年九月現在）に對し調査票を送したものの、うち、該當事項記入ノ上回答あつたもの四ニ社及外ニ社につき調査の結果を整理分類したものである。

2. 調査した給與は左の如く大別した。一はいづれもお祝として一回限り又はその都度支給されるもの、二は毎月繼續的に支給せられるものである。

- 一の一 結婚祝金
- 一の二 出産祝金
- 二 家族手當（又はその他家族手當的給與）

3. 各大別中の會社の配列は大體産業別に分類されてゐる。産業別に配列したのは便宜上さうしたにすぎない。しかし、家族手當（又はその他家族手當的給與）に於ては特に、より台目的な再分類が要請されるがこれについては別の機會にゆずる。

4. 會社名は省略し會社番號をもつてこれに代へた。會社番號は一會社一番號となつてゐる。同一會社に於て各大別した祝金及び手當兩者の規定を有する場合もすべて同一番號となつてゐる譯である。従つて會社番號はある特定の會社に於ける給與の種類を知る指標となつてゐる。

5. 支給の主體中會社に附してある括弧内略稱はその會の構成員しめすものであつて、

略稱のもつ意味は尤の如くである。

- (職)……………職員相互の會
  - (勞)……………勞務者相互の會
  - (社)……………會社の設立にかゝる會
  - (職勞)……………職員及勞務者相互の會
- 以下これに準ずる

目

次

一の二	結婚祝金の事例……………	一頁
一の二	凶産祝金の事例……………	九頁
二	家族手當(又は家族手當的給與)の事例……………	一七頁
三	家族手當給與規程例……………	三一頁
四	参考資料 家族手當に関する邦文文献……………	四〇頁



一〇一 結婚祝金の事例

三興會社	三興會社	三興會社	三興會社	三興會社	三興會社
結婚祝儀料	結婚祝儀料	結婚祝儀	結婚祝儀	結婚祝儀	結婚祝儀
昭和十四年九月	—	大正五年	大正四年十一月	大正四年六月	—
會社	會社	會社	會社	社員慰勞會 (職)	會社
労働者 職員、準雇員、見習	全職員 及雇員	職員及労働者	労働者	職員	労働者
労働者 職員、準雇員、見習 五圓	職員、準雇員、見習 一〇圓—二〇圓 労働者 五圓	職員、準雇員、見習 一〇圓—二〇圓 労働者 五圓	労働者 五圓	本人 三〇圓 養子、養子(他家へ去る) 一〇圓 三年以上勤続の本人 五圓	夫給条件及支給額 本人 三〇圓 養子、養子(他家へ去る) 一〇圓 三年以上勤続の本人 五圓

結婚のため退社したる女子にして退社後三月以内に結婚せしむるは前項の祝儀料を贈與す

14 號會社	15 號會社	16 號會社	17 號會社	18 號會社	19 號會社
結婚祝	結婚祝	結婚祝	結婚祝金	結婚祝	結婚祝金
大正五年六月	大正十二年十月	同 大正七年五月 大正七年三月	昭和二年六月	昭和三年	昭和五年六月 昭和四年六月
親睦會(勞) 相互會(職) 會社	社 員(職)	社 員(職) 社 員(職) 社 員(職)	職員共濟會 職員共濟會	會社 職員共濟會	職員共濟會 會社
勞務者 會員(全職員)	全職員	職員(全職員) 職員(全職員) 職員(全職員)	職員	職員	職員 勞務者 (臨時工を除く)
本人に限り 同 本人に限り(同様に可入社)同限り一〇圓	初婚に限り 三〇圓	會員本人結婚のとき 上記のもの結婚のとき 職員結婚のとき 會員結婚のとき 三〇圓前次 三等社員以上 社員補正に準じ全野	特別休暇 二日間休業 給料の1/2支給	職員結婚のとき 職員共濟會は會社の規定に準ず 其の都度	三〇圓 二〇圓 一〇圓

20 號會社	21 號會社	22 號會社	23 號會社	24 號會社	25 號會社
結婚祝金	結婚祝金	結婚祝	結婚祝金	結婚祝	結婚祝
昭和三年二月	昭和十年二月 昭和十一年六月 (改正)	昭和二年一月	昭和十三年七月	昭和六年一月 昭和三年九月	昭和十二年三月 昭和十二年三月
株主會(職)	敬愛會 (社職勞) 社 員(社)	相互修養會 婦人會(勞)	重役一同 相互修養會 社	會社 社員	美風會(職) (大工場のみ) 同業會(社) 五(職會)會 (高工場のみ)
職員	男子勞務者 (臨時工を除く)	女子勞務者	幹部社員 勞務者(會員) 職員	職員	職員 職員(勞務者 には支給せず)
初婚 再婚	本人結婚の場合 三圓	本人結婚の場合(同様に可入社)同限り 買子養子結婚の場合 但他家に入る場合初婚に準じ 本人結婚の場合	第一回の結婚の場合 第二回の結婚に限り 第三回の結婚に限り	社員結婚のとき 準社員結婚のとき	會員の場合 會員同姓家族結婚の場合 會員正式結婚の場合 會員結婚の場合
三〇圓 五〇圓	三圓	一〇圓	一〇〇圓 若千圓 若千圓	一五圓 一〇圓	二〇圓 一〇圓 三圓

23 號會社	22 號會社	21 號會社	20 號會社	19 號會社	18 號會社
結婚祝金	結婚祝金	結婚祝金	迎賓料	結婚祝儀	結婚祝金
昭和十年十月 大正九年五月	昭和十年六月 昭和五年五月	昭和三年五月 大正八年八月	大正六年一月	昭和七年七月 (改正) 昭和四年八月 (改正)	昭和十一年九月 昭和九年
天友會社 天友會社	共濟會 共濟會	共濟會 共濟會	會社	職友會 職友會 共濟會 共濟會 六濟會 六濟會	帝國職友會 帝國職友會 帝國職友會 帝國職友會
労働者	全職員	労働者	労働者	全職員 労働者全額	職員 労働者(滿7年 以上在勤者)
常備工員にして結婚せる場合 若干圓	會員にして初婚者に對し 二〇圓	會員にして正式結婚のとき 會員にして初婚者に限り 五圓	初婚に限る 五圓	結婚したるとき (再婚のときは前職満者死亡の場合に限る) 一〇圓	初婚に限る 三〇圓 同 一〇圓

27 號會社	26 號會社	25 號會社	24 號會社
結婚祝	結婚祝金	別に右稱よし	結婚祝
昭和十年九月 創業以来 創業以来 創業以来	昭和七年五月	昭和三年九月	昭和八年八月
信和會社 重役 會社 松岡相互會社 重役 會社	親和會社 親和會社(旁)	會社	産業報國會社 信和會社
會員(従業員)	従業員 社員 社員(社員) 社員	職員 職員 職員 職員(全職員) 労働者	職員(労働者) (兼業主業)
男子従業員 女子従業員 男子従業員 女子従業員 男子従業員 女子従業員	正式結婚となすとき 同 正式結婚となすとき	正式結婚となすとき 同 正式結婚となすとき	會員を以て結婚する場合 本會より再婚の場合 本會より再婚の場合 本社常務 二圓 (社員に限り三圓) 一回限り 二〇圓
一〇圓 五圓	三〇圓 二〇圓 一〇圓 五圓	三〇圓 二〇圓 一〇圓 五圓	三〇圓 二〇圓 一〇圓 五圓



27號會社	結婚祝金	昭和七年十月	職業報國會	職員曾務者	初婚に限り	一〇圓
28號會社	結婚祝金	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	三年未満勤続の職員 同 備員 五年未満勤続の職員 同 備員 五年以上勤続の職員 同 備員	五圓 二圓 七圓 五圓 一〇圓 七圓
29號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	會員結婚したるとき	一〇圓
30號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	入會後一回限り	五圓
31號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したるとき	一〇圓
32號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したるとき	一〇圓
33號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したときは(入會後一回限り)一〇圓	一〇圓
34號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したときは(入會後一回限り)一〇圓	一〇圓
35號會社	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したときは(入會後一回限り)一〇圓	一〇圓
36號會社 (同系三社)	結婚祝	昭和七年十月	職業報國會	全従業員	本人結婚したときは(入會後一回限り)一〇圓	一〇圓

37號會社	結婚祝金	大正九年會社 設立當時	大松會	會員(男子)及 女子(女子)	初婚の時 再婚の時 再婚の時 再婚の時	五〇圓 三五圓 三五圓 三五圓
38號會社	結婚祝儀	昭和七年十月	大酒會	社員及準社員	勤続二年以上社員 同 準社員 勤続三年未満社員 同 準社員 勤続三年以上社員 同 準社員 同 準社員 (但初婚一回限り)	三〇圓 一五圓 二〇圓 一〇圓 八〇圓 五〇圓 五〇圓 三〇圓

42號倉社	47號倉社	40號倉社	
結婚祝金	特に名稱なし	結婚手當	
昭和六年五月	昭和十年一月		
愛甲(倉)會	福文(倉)會	會社	自助會
否員	職員	社員	會員(男子職員)
本人初婚の場合	初婚に限る		再婚
五圓	二〇圓	三〇圓—五〇圓	一〇圓 一〇圓

一〇二 出産祝金の事例

4號倉社	2號倉社	7號倉社	倉社系統
出産慶祝料	分娩費補助	出産祝	名稱
—	昭和十一年	大正五年六月 大正四年十月	決定の期日
會社	修會會(社)	社員慰勞會(社職)會社	支給の主體
全職員 及雇員	全男女従業員	職員 勞務者	支給の對象範圍
其部 庚 主 事 三〇圓 尋常社員 五圓 一等社員 二五圓 一等雇員 四圓 二等社員 二〇圓 二等雇員 三圓 三等社員 一五圓 三等雇員 二圓 四等社員 一〇圓	條件 1. 従業員が妻出産したるとき 2. 本人又はその妻が産したるとき 3. 本人又はその妻が産したるとき 4. 本人又はその妻が産したるとき 5. 本人又はその妻が産したるとき 6. 本人又はその妻が産したるとき 7. 本人又はその妻が産したるとき 8. 本人又はその妻が産したるとき 9. 本人又はその妻が産したるとき 10. 本人又はその妻が産したるとき 11. 本人又はその妻が産したるとき 12. 本人又はその妻が産したるとき 13. 本人又はその妻が産したるとき 14. 本人又はその妻が産したるとき 15. 本人又はその妻が産したるとき 16. 本人又はその妻が産したるとき 17. 本人又はその妻が産したるとき 18. 本人又はその妻が産したるとき 19. 本人又はその妻が産したるとき 20. 本人又はその妻が産したるとき 21. 本人又はその妻が産したるとき 22. 本人又はその妻が産したるとき 23. 本人又はその妻が産したるとき 24. 本人又はその妻が産したるとき 25. 本人又はその妻が産したるとき 26. 本人又はその妻が産したるとき 27. 本人又はその妻が産したるとき 28. 本人又はその妻が産したるとき 29. 本人又はその妻が産したるとき 30. 本人又はその妻が産したるとき 31. 本人又はその妻が産したるとき 32. 本人又はその妻が産したるとき 33. 本人又はその妻が産したるとき 34. 本人又はその妻が産したるとき 35. 本人又はその妻が産したるとき 36. 本人又はその妻が産したるとき 37. 本人又はその妻が産したるとき 38. 本人又はその妻が産したるとき 39. 本人又はその妻が産したるとき 40. 本人又はその妻が産したるとき 41. 本人又はその妻が産したるとき 42. 本人又はその妻が産したるとき 43. 本人又はその妻が産したるとき 44. 本人又はその妻が産したるとき 45. 本人又はその妻が産したるとき 46. 本人又はその妻が産したるとき 47. 本人又はその妻が産したるとき 48. 本人又はその妻が産したるとき 49. 本人又はその妻が産したるとき 50. 本人又はその妻が産したるとき 51. 本人又はその妻が産したるとき 52. 本人又はその妻が産したるとき 53. 本人又はその妻が産したるとき 54. 本人又はその妻が産したるとき 55. 本人又はその妻が産したるとき 56. 本人又はその妻が産したるとき 57. 本人又はその妻が産したるとき 58. 本人又はその妻が産したるとき 59. 本人又はその妻が産したるとき 60. 本人又はその妻が産したるとき 61. 本人又はその妻が産したるとき 62. 本人又はその妻が産したるとき 63. 本人又はその妻が産したるとき 64. 本人又はその妻が産したるとき 65. 本人又はその妻が産したるとき 66. 本人又はその妻が産したるとき 67. 本人又はその妻が産したるとき 68. 本人又はその妻が産したるとき 69. 本人又はその妻が産したるとき 70. 本人又はその妻が産したるとき 71. 本人又はその妻が産したるとき 72. 本人又はその妻が産したるとき 73. 本人又はその妻が産したるとき 74. 本人又はその妻が産したるとき 75. 本人又はその妻が産したるとき 76. 本人又はその妻が産したるとき 77. 本人又はその妻が産したるとき 78. 本人又はその妻が産したるとき 79. 本人又はその妻が産したるとき 80. 本人又はその妻が産したるとき 81. 本人又はその妻が産したるとき 82. 本人又はその妻が産したるとき 83. 本人又はその妻が産したるとき 84. 本人又はその妻が産したるとき 85. 本人又はその妻が産したるとき 86. 本人又はその妻が産したるとき 87. 本人又はその妻が産したるとき 88. 本人又はその妻が産したるとき 89. 本人又はその妻が産したるとき 90. 本人又はその妻が産したるとき 91. 本人又はその妻が産したるとき 92. 本人又はその妻が産したるとき 93. 本人又はその妻が産したるとき 94. 本人又はその妻が産したるとき 95. 本人又はその妻が産したるとき 96. 本人又はその妻が産したるとき 97. 本人又はその妻が産したるとき 98. 本人又はその妻が産したるとき 99. 本人又はその妻が産したるとき 100. 本人又はその妻が産したるとき	支給條件及支給額	



12號會社	17號會社	10號會社	9號會社	8號會社
出産祝金	出産祝金	特給金	出産祝	出産祝
昭和四年六月	昭和五年六月	昭和十年六月 (改正)	昭和十年一月 大正十四年四月 昭和二年一月	昭和十年一月 昭和六年一月
職員共済會 (職)	職員共済會 (職)	社友會 (社友會)	相互會 (相互會)	美風會 (美風會)
職員 (臨時工を除く)	職員 (臨時工を含む)	男子労働者	労働者(全員) 女子労働者	職員(被労働者) 自給支給せず
長男 次男 次女 特別休暇 二日間休業 給料を支給	長男 次女 特別休暇	長男 次女以下出産のとき 長男・長女出産のとき	第一回の出産の場合に限り 同 同 同	子女出産の場合 會員の出産の場合
二〇圓	二〇圓	二〇圓	一〇圓 五〇圓 若干圓	一〇圓 三圓

76號會社	17號會社	15號會社	14號會社	13號會社
出産祝	出産祝	出産祝	出産祝金	出産祝
大正十二年十月	大正五年六月	大正五年五月	大正五年十月	昭和三年
社員會 (職)	相互會 (職)	社長會 (社長會)	歩 (職)	職員共済會 (職)
職員	職員 労働者	現場責任者 及希望者	職員及労働者 (足指線以上の)	職員 (臨時工を含む)
子女出産のとき	會員配偶者間出産の場合に限り 會員配偶者間以外は内縁にて も可の出産の都度	子女出産のとき 出産のとき	資材発生するときお祝として ?	會社 第一子出産のとき 第二子以下 職員共済會 會社の規定に準ず
一〇圓	五圓	一〇圓	三圓	一〇圓 五圓 二圓

23 號會社	22 號會社	21 號會社	20 號會社	19 號會社	18 號會社
出産祝金	出産手当 出産祝儀	出産祝金	酒肴料	出産祝儀	出産祝金
大正九年五月	昭和五年五月	昭和七年六月 大正八年八月	大正六年一月 昭和五年五月	昭和七年八月 昭和十年六月 (改正)	昭和十年九月 昭和七年
次友會(職)	共濟會(勞)	恒和會(職) 安心俱樂部 (社員) 工員共濟會 (社員)	會社	共濟會(職) 共濟會(勞) 共濟會(職)	帝國製紙會社 友會 市街産業報團 共濟會
職員	労働者	職員 労働者	労働者	職員 労働者全部	職員 労働者(昭和二年 以上在 職者)
會員にして長子女出産の場合 一〇圓	會員にして長子女出産の場合 一〇圓 會員にして長子女出産の場合 五圓 次子より 一〇圓	會員にして初子出産のとき 二〇圓 次子以下 五圓 出産都度 五圓	嫡出子出生のとき 五圓 長子 一〇圓 次子以下 五圓 出産都度 五圓	同 長子出産のときに限り 一五圓 出産の都度 三圓	出産のとき 二〇圓 出産の日より二週間後に支給 一〇圓

27 號會社	26 號會社	25 號會社	24 號會社
出産祝	出産祝	別に名稱なし	出生祝
昭和十年九月	昭和七年三月	昭和三年九月	昭和八年八月
信和會 (従業員)	重役 會社 桃園恒立會社	會社	産業報團 誠信會 社長常務
會員(従業員)	役員(社員) 従業員	職員 労働者	職員労働者 (臨時工を除く)
男子従業員 女子従業員 男子従業員 女子従業員 男子従業員 女子従業員	同 同 子女出産したるとき正 員一五圓 待遇社員一〇圓 雇員七圓 三圓 三圓	同 同 子女出産したるとき正 員一五圓 待遇社員一〇圓 雇員七圓 三圓 三圓	子女出産の場合 五圓 但し、會員たる者以下の場合 半額 又、懷孕・入籍の場合 半額 社長常務より 二圓 月給八十五圓以上の者 一〇圓 同 以下の者 五圓

29 産會社	27 産會社	30 産會社	33 産會社	35 産會社
出産祝金	出産祝	出産祝金	助産費	出産祝
昭和十四年四月	昭和十四年五月	昭和十四年五月	昭和十四年六月	昭和十四年五月
親和會 (職勞)	産業報國會	職業報國會	阪急共和會 (職勞)	會社
職員労務者	全従業員	全従業員	運輸課全員 (職勞)	従業員全部
長子のみ 一〇圓	三年未満勤続の職員 備員 五圓 同 備員 三圓 五年未満勤続の職員 備員 七圓 同 備員 五圓 五年以上勤続の職員 備員 一〇圓 同 備員 七圓	會員に出席ありたるとき 五圓	生後一週間以上生存せる場合に限り 一人につき 五圓	子女安産のとき 死産(八月以上)のとき 一五圓

37 産會社	36 産會社 (西米三社)	35 産會社	33 産會社	30 産會社
出産祝	出産祝	出産祝	出産祝	出産祝
昭和十九年五月	昭和十九年五月 昭和十四年十月	昭和十九年五月 昭和十四年十月	昭和十九年九月 昭和十四年十月	昭和十九年九月 昭和十四年十月
各課により 一定せず	各課により 一定せず	各課により 一定せず	各課により 一定せず	各課により 一定せず
各課長及備員 (職勞)	各課長及備員 (職勞)	各課長及備員 (職勞)	各課長及備員 (職勞)	各課長及備員 (職勞)
職員全員	職員全員	職員全員	職員全員	職員全員
同	同	同	同	同
各課により一定せず 三圓—五圓 のその 懇話會に準ずるもの等あり 運輸課共済會は支給せず	各課により一定せず 三圓—五圓 のその 懇話會に準ずるもの等あり 運輸課共済會は支給せず	各課により一定せず 三圓—五圓 のその 懇話會に準ずるもの等あり 運輸課共済會は支給せず	各課により一定せず 三圓—五圓 のその 懇話會に準ずるもの等あり 運輸課共済會は支給せず	各課により一定せず 三圓—五圓 のその 懇話會に準ずるもの等あり 運輸課共済會は支給せず

39 養育社	出産祝	大正九年會社 設立當時	會 (大阪府)	店員及雇員	日給二〇〇圓以上 同 一五〇圓以上 同 一〇〇圓以上 同 五〇圓以上 同 五〇圓未満 雇員	三〇圓 二五圓 二〇圓 一五圓 一〇圓 五圓
47 養育社	特に名稱なし	昭和十年月	福友會 (職)	職員	其都度	一〇圓
			大松會 みどり會 目助會	會 (男子店員) 同 (女子店員) 同 (男子雇員)		五圓 五圓 五圓

二 家族手當又はその他家族手當的給與の事例

養育社	7 養育社	養育社	養育社	養育社	養育社
子女扶養補助金	臨時手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
昭和十年十月	昭和十年十月	昭和十年十月	昭和十年十月	昭和十年十月	昭和十年十月
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當
養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當	養育手當

三親會社	三親會社
臨時家族手當	家族救済手當 <small>(時に定めたる名 稱に非ず)</small>
昭和四年九月	大正五年會社 創立に同じ
會社	會社
職員及見習 半雇員、月給 常務	勞務者
<p>新十七才未満の自己の子女(同籍のものに限る。但自己の職業を有するものを除く)を有するものに對し職員子女につき 月三圓 見習半雇員、月給常備 子女二人につき月二圓 (應召中の林職者に對しても支給す)</p>	<p>特に定めたる規定なきも 1. 社宅家族にして世帯主が病氣 負擔等により家計困難なる場 合、種々方法にて救済 2. 結婚して現給にては生計困難と 認めらる場合は昇給 3. 出産育児につき生計困難なる 場合は特別の方法にて救済す</p>

三親會社	三親會社
家族手當	家族手當
昭和五年七月	昭和五年七月
會社	會社
勞務者及雇員	勞務者
<p>三圓以上一〇圓未満 單身者 男 月額一圓五〇錢 女 同 一圓 世帯者 世帯者本人月額一圓五〇錢 同居家族一人に付月額 一五錢 但 日傭臨時工は A、B 夫の半額</p>	<p>既婚者、不天癸疾者並滿十才以下 及滿六十才以上の直系者に對し或石 迄は各壹圓、或石を越ゆる毎に五 拾錢支給</p>

石炭會社	石炭會社
家族手當	妻子手當
昭和五年七月	昭和五年七月
會社	會社
職員	勞務者 (見習工を含む臨時工も)
<p>家族ある者に限り 六ヶ月以上勤務の社員 一人に付毎月 一〇圓 六ヶ月以上勤務の社員 以下のもの 一人に付毎月 五圓</p>	<p>有夫の婦 月 一圓 妻帯者 同 二圓 子女を有するもの 未成年者一人毎に毎月 五〇錢 右は入社と同時に或は右の資格 獲得するに到りたるときより支 給す</p>

石炭會社
家族手當
昭和五年七月
會社
職員
<p>支給条件 一、 年 齡 三 十 五 才 以 上 に して 妻 又 は 子 を 有 し 一 人 を 養 育 する もの (但 し 妻 あり 子 なき 者 に して 離 婚 又 は 死 亡 の 場 合 は 七 月 以 来 六 月 引 續 き 支 給 す) 二、 妻 子 を 育 せ ざる 年 齡 滿 十 五 才 以 上 に して 主 人 又 は 法 定 家 督 相 續 人 たる 身 分 關係 に よ り 扶 養 の た め 父 母 と 同 様 に 一 家 を 養 育 する もの</p> <p>支給額 月給五〇圓以上の社員 同 額 四〇圓 同 一〇〇圓 同 同 三五圓 同 一〇〇圓未満の社員 同 三〇圓 準社員 同 二五圓 雇員 同 二〇圓 加給規定 東京大阪在勤者に對しては前 記金額の三〇%を増額す</p>



29 株式会社	
物價手當	
昭和三年四月	
會社	
全職員	全備員
王 妻 帶 者 未 婚 者 半 務 員 同 八 圓 同 四 圓 技 術 員 同 六 圓 同 三 圓 事 務 員 補 同 四 圓 同 二 圓 技 術 員 補 同 四 圓 同 二 圓 見 習 員 同 四 圓 同 二 圓 備 員 同 四 圓 同 二 圓 妻 帶 者 同 一 〇 圓 未 婚 者 同 五 圓 給 社 同 三 圓	

24 株式会社	
(家族手當) 住宅料	
昭和三年五月	
會社	
(職員勞務者) 全部 (除臨時工) 兼收給社	
條件 通勤従業員、妻子又は父母 兄弟姉妹にして直接扶養する 事實を認むるものに對し支 給す 一級二級社員 同 一五圓 二級四級社員 同 一二圓 五級六級社員 同 一〇圓 七級八級社員及職長 同 八圓 雇員、職長心得、工員 同 七圓 加給規定 給料一〇〇圓以下にして自己の 扶養に係る同居家族の學齡 兒及滿六〇才以上の兩親祖父母 一人毎に同人住宅料の一割を扶 養料當として加給す	

37 號會社	臨時手當	昭和十四年七月	會社	全職員	<p>日休者 給料月額百圓以上の者 月額八圓          妻帯者 同 百圓未満者 同 六圓          然る者 給料月額百圓以上の者 月額五圓          同 百圓未満者 同 四圓          日給者 日給一圓以上の者 日給一〇錢          妻帯者 同 一圓未満の者 同 七錢          一、 庶業者若しくは寡婦にして数人年十四才以下の子女あるときは妻帯者と看做す          二、 庶業者に對しては、應召並に召集解除の月は手當全額を支給す          三、 妻帯若しくは無妻となりたる者に對しては其の得度の月は手當全額を支給す          四、 其他支給方法は傳給、給料支給の例による</p>
--------	------	---------	----	-----	--

30 號會社	厚生手當 教養手當 妻帯手當 子寶手當	昭和十四年八月	會社	従業員全員 臨時工 常備夫 幹部社員は支給せず 月俸七〇圓未満の社員並日給三圓未満の準社員に支給す	<p>社員 月額 三圓          準社員 可 二圓          社員 金七〇圓と月俸との差額の二          準社員 最高限度月額 一〇圓の十倍          最高限度月額 七圓          條件 義務教育を終了する迄の子女に對し支給          支給額 庶子 庶子 庶子 庶子 以下          社員 三圓 三圓五〇 四圓 四圓五〇 五圓 五圓          準社員 二圓 二圓五〇 三圓 三圓五〇 四圓 四圓</p>
--------	------------------------------	---------	----	---	---

32 號會社	臨時手當	昭和十四年三月	會社	全職員	主事・技師 八圓 事務員・技師員 六圓 三圓 見習員・雇員 四圓 二圓 (但部長課長又は之に準ずるものは支給せず) 妻帯者 一圓 一〇錢 獨身者 同 五錢 給仕 同 三錢
33 號會社	家族手當	昭和十四年三月	會社	全勞務者	妻又は子女を有する男子に對し 一人につき 書記補以上の社員 日額五圓 一圓 雇員 同 三圓 一圓 妻子を有する社員 日額二圓 女子社員 同 一圓

34 號會社	臨時手當	昭和十四年三月	會社	職員全體	書記・技士以上 日額 七圓 同右妻又は子女なきもの 同 三圓 書記補・技士補 日額 一六錢 同右妻又は子女なきもの 同 八錢 雇員 妻又は子女あるもの 日額 一二錢 其 他 同 六錢 給仕 同 三錢 臨時雇員 妻又は子女あるもの 日額 一〇錢 其 他 同 五錢 給仕又は之に準ずる職にある臨時雇員のもの 同 三錢
35 號會社	結婚手當 出生育児手當	昭和十四年三月	會社	職員全體	妻帯者 日額 一〇圓 (但初婚のものに限る) 子女十五才に達するまで 一人につき 日額 三圓

47 誠會社	40 誠會社	37 誠會社
特ニ名稱なし	特婚手當	家族手當 (事實手當)
昭和十一年一月	不明	日給者 昭和十一年分 昭和五年五月
會社	會社	會社
社員	社員	職員及雇員
特婚のとき俸給一〇圓増給(初婚に限る)	特婚のとき月給一〇圓増給	妻帯の職員 日俸一〇〇圓以上 一〇圓 同 一〇〇圓未満 同 八圓 日給一圓五〇錢以上 一〇圓 同 一圓五〇錢未満 同 一七錢 同 一圓未満 同 一二錢 妻帯の職員外の社員 日給一圓五〇錢以上 一五錢 同 一圓五〇錢未満 同 一二錢 同 一圓未満 同 八錢 男子獨身者及女子に對しては妻帯者の半額支給

36 誠會社 (同業社)	臨時手當	昭和十一年四月	會社	職員 (本務者に限る)	大邸内及中邸 内邸居住者 其他居住者 妻帯者 日給七圓 日給六圓 獨身者 同 四圓 同 三圓 但女子職員は配偶者の有無 に拘らず獨身者に對する手當 を支給す 大邸内及中邸 其他居住者 妻帯者 日給三圓 日給二圓五〇錢 獨身者 同 二圓 同 一圓五〇錢 女子給仕 五〇錢
-----------------	------	---------	----	----------------	--

43 盛社	臨時子女手当	昭和五年四月	會社	職員及雇員	職員又は雇員にして昭和十四年四月一日以前引續き十八才未満の子女四名以上を有するものに對し四八圓以降の子女一名に付月額五圓宛支給
-------	--------	--------	----	-------	---

三 家族手当支給規程例

11 號會社 家族手当規程

第一條

職員にして左記に該當する者には家族手当を支給す

- 一 年齢満二十五歳以上にして妻又は子と有し一戸を構ふるもの。但し妻ありて子なき者にして妻離婚又は死亡の場合其の翌月より尚六ヶ月間引續き支給することを得

- 二 妻子を有せざるも年齢満二十五歳以上にして戸主又は法定家督相続人たる身分關係により扶養の爲其の父母と同居し一家を構ふる者（戸主たる身分關係に依り扶養の爲其の弟姉妹と同居し一戸を構ふる者及女子にして父母、配偶者又は子を扶養する者は詮議の上本號に準ずることあるべし）

第二條

家族手当は月額とし其の金額は左の通とす。但し前條第二號に該當するものに對しては其の大割とす

- 月給百五十圓以上の社員 四十圓
- 月給百圓以上の社員 參拾五圓
- 月給百圓未満の社員 參拾圓
- 準社員 貳拾五圓

第三條 前條定額に付例外を定むること左の如し

東京大阪在勤者に對しては定額の三割、京都在勤者に對しては二割増給

第四條 家族手當は支給すべき事實の生じたる日より其の事實の止みたる月迄之を支給す、但し其の事實を生じたる日が十六日以後なるとき、又は其の事實の止みたる日が十五日以前なるときは、其の月分は半額とす

定額に増減ありたる月は前項に準じ半月別の計算とし増減ありたる半月分は多き方を支給す

第五條 家族手當は月給支給定日に之を支給す

第六條 給料規程（内報六號）第二條は之を家族手當を準用す

30號會社 従業員厚生手當給與規程

第一條 當會社従業員及び其の家族の厚生を圖る目的を以て本規程に依り従業員厚生手當を支給す

第二條 厚生手當は教養手當、妻帶手當並に子費手當ノ三種とし妻帶手當及子費手當は戸籍上に基き左記區分に依り之を支給す

資格	社 員	教養手當	妻帶手當		子 費 手 當							
			最高	限度	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	以下		
準社員	二圓	二圓	七圓	一〇圓	二圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓
					二五〇	三五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
					三〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
					三五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
					四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
					四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇

第三條 幹部社員には教養手當を支給せず

第四條 妻帶手當は月俸七拾圓未満の社員並に日給貳圓未満の準社員に對し左記區分に依り之を支給す

- 一 社員に在りては金七拾圓と月俸との差額の二分の一額
- 一 準社員に在りては金貳圓と日給額との差額を十倍したる額

第五條 子寶手當は義務教育を終了する迄の子女に對し之れを支給す但し子女の順位は本規程の適用を受くるものに付之を定む

第六條 本手當を受けむとするものは別記様式に依り戸籍謄本を添へ所屬上長を経て家族調書を提出すべし

前項調書により手當支給額を決定したるときは之を本人並に所屬上長に通知するものとす

第七條 本規程實施後手當支給額に増減を及ぼすべき家族の異動を生じたる場合は遅滞なく其旨届出スベシ

但し婚姻並に出生に付ては其の都度戸籍抄本ノ添附を要するものとす

第八條 休職者に對しては本規程に依る給與は之を爲さざるものとす

第九條 本手當を受くるもの左記各號の一に該當したるときは其の給與を取消すことあるべし

一 社則第二十一條に規定する處罰を受けたる場合

二 勤務怠慢にして成績不良の場合

第十條 第七條の届出を怠り又は虚偽の届出を爲し本手當の給與を受けたるものは之を處罰するは勿論其の間於ける手當給與額は之を返還せしむるものとす

第十一條 本規程は昭和十四年八月一日より之を實施す

附 則

第十二條 従業員妻帯手當給與規程並に臨時手當支給規程は本規程實施と同時に之を廢止す

但し簡易工手に對しては臨時手當のみ現在通り支給するものとす

升流會社 臨時手當支給規程

一 職員及雇傭員に對し當分の内特に左記臨時手當を支給す

職 名	妻又は子女ある者	其 他
書記 技士 以上	月額 七圓	月額 參圓
書記 補技士 補	日額 拾六錢	日額 八錢
雇 傭 員	同 拾貳錢	同 六錢
給仕(之に準ずる者と含む)	同	同 參錢

前項の妻又は子女中には本會社に勤務する者及滿二十歳以上の子女を含みます

二 本手當の支給方に關しては俸給支給規程を準用す

三 本規程は休職社員に適用せず

四 臨時傭員に對しては傭員に準し左記手當を支給す

妻又は子女ある者 日額 拾 錢

共 他 同 五 錢

給仕又は之に準する職に在る 同 參 錢

試傭中の者

附 則

本規程は昭和拾四年六月拾貳日より之を施行す

43號會社 臨時子女手當給與内規(摘録)

臨時子女手當給與方に關し左の通内規を制定し昭和十四年四月一日より之を實施す

(一) 職員又は雇員にして本年四月一日以降引續き滿十八歳未滿の子女四名以上を有する者に對し四人目以降の子女一名毎に月額金五圓也宛の割合に依る本手當を給

與す

(二) 本内規實施後之が適用を受くる資格を生したる者には其當月より之を給與す

(三) 本手當の受給者にして其資格を喪ひたる者には翌月より本手當を給與せず

(四) 本内規に於ける子女とは本手當受給者と同一家籍内に在りて現に其扶養を受け居る實子を謂ふ

(五) 本内規は會社の都合又は世情の變化により隨時改廢することあるへし

臨時子女手當給與内規取扱方法(摘録)

昭和十四年四月一日より實施に係る「臨時子女手當給與内規」の取扱方法を左記の通之を定む

(一) 受給資格ある者又は新に受給資格の生したる者は戸籍又は寄留の謄本を添付せる其旨の届書と提出すへし

現に本給與を受け居る者にして更に子女出生の場合亦同し

(二) 受給資格喪失又は變更の場合には遲滞なく其旨届出つへし

(三) 前記各届書は當事者より其所屬上司へ提出するを要す

右届書を受理したる上司は之に基き「臨時子女手當給與資格者子女調書」を以て本店庶務課長へ報告すべし



(記載例)

后所支那兵印

臨時子女手當給與費持者子女調査 (昭和十四年四月一日現在)

(本調査ハ各戸ノ籍謄本又ハ寄留謄本ニ依リ調査シタルモノナリ)

氏名 茶

続柄氏名	生年月日		調査年月日		手當額 / 増減		子数	金額	現世年月	支給子女数	金額		
	年	月	年	月	元	角							
1 長女 茶	13	1	17	1					14	4	2	10.00	
2 長男 茶	15	2	19	2	14	5	三男出生	7	5	14	5	3	15.00
3 次女 茶	3	1	27	1	4	6	三女養子縁組	1	5	14	7	2	10.00
4 三女 茶	5	4	23	4	2	17	長女前18歳時 終養	1	5	17	2	7	5.00
5 次男 茶	10	6	7	28	6	7							
6 三男 茶	14	5	10	32	5	70							
7													
8													
9													
10													

記事

(四) 本手當は給料支出と同時に支出するものとする  
 本手當給與に關し特別の定なきものは凡て給料支給の取扱に準ずへし

四 參考資料 家族手當に關する邦文文献

寒川 小六	佛國に於ける労働者家族手當	社會政策時報	大正十年十一月
吉田 巖	歐洲諸國に於ける家族債銀制度	可	大正十二年二月
佐倉 重夫	家族債銀の意義	同	大正十一年八月
藤澤 河田嗣郎	新賃金政策と家族債銀制度(社會問題體系叢書)	有 艾 閣	昭和三年
手塚 壽郎	佛蘭西に於ける家族手當支給組合	社會政策時報	昭和三年五月
林 葵木夫	労働者家族生活費の補給	同	昭和五年一月
	家族手當制度最近の發展	世界の労働	昭和五年四月
氏家 貞一郎	家族手當制度の研究	社會政策時報	昭和六年三月
産業福利協會編	工場鑛山の福利施設第二經濟施設	産業福利協會	昭和十年
醫學博士三ノハネス・クラウス	人口政策の中心點としての家族	人口 問題	昭和十三年十月
内外社會問題調査所	最近に於ける諸外國の家族手當制度	内外社會問題調査所	昭和十四年七月
アルワル・ヤニョト著	人口政策と人種政策(家族負擔の均衡)	日本評論社	昭和十四年
美濃口 時次郎譯	現下我國の家族手當の意義とその實際	社會政策時報	昭和十五年十月
廣崎 眞八郎	わが國企業に於ける家族手當の一研究	同	(豫定) 昭和十五年十二月
孝橋 正一			

社 會 問 題 調 査 科	
第一輯	日本産業労働機構と戦時労働政策
	昭和十四年四月發行 定價八十錢 送料六錢
第三輯	商業社會政策と商店法の効果
	昭和十四年十月發行 定價八十錢 送料六錢

大阪市北區中、高三丁目三番地  
朝日ビルヂング  
社 會 問 題 調 査 科  
大阪支所

14.5  
798

昭和十四年十一月十五日  
昭和十四年十一月二十日發行

定價金三十錢

大坂市北區中之島三朝目ル

編輯兼 協調會大阪支所

發行人 松村勝治郎

大坂市此花區中江町三〇

電話掛號 〇八二一

電掛大坂五五三九九

大坂市北區中之島三朝目ル

發行所 協調會大阪支所

電話掛號 二九〇七

電掛大坂一〇九三四五

14.5  
798

終